

施策の展開④ 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

近年の刑法犯検挙者中の再犯者数は着実に減少していますが、初犯者が大幅に減少していることもあり、刑法犯により検挙された者の約半数は再犯者という状況が続いています。犯罪をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。このような状況から社会復帰することができず、再犯につながってしまう人がいることから、犯罪をした人の立ち直りを支え、社会に受け入れることが課題となっています。

このため、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（以下「推進法」という。）が施行されました。

国は平成29年12月に再犯防止推進計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、推進法第8条第1項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して再犯の防止等に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。

これらを踏まえ、本項目を本市における「再犯防止推進計画」と位置付け、あきる野市地域保健福祉計画と一体的に策定します。

市民のみんなができること

- ◎ 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会となるよう、地域の見守りや声かけなどをしてみましょう。
- ◎ 罪を犯した人たちが地域の中で立ち直ろうと努力していることを認識しましょう。
- ◎ 「社会を明るくする運動」について理解を深めましょう。

市が取り組むこと

I. 就労・住居の確保

ア 不安定な就労が再犯の要因となっていることから、就労を希望する人に対し、生活困窮者自立支援制度や障がい者就労支援、ハローワーク、シルバー人材センター等と連携し、就職や職場定着に向けた相談や支援につなぎます。

イ 地域社会において安定した生活を送るためには、適切な帰住先が確保されることが重要です。このことから、居住相談窓口や居住支援団体と連携した入居促進と入居後の居住支援に取り組めます。

Ⅱ. 保健医療・福祉サービスの利用の促進及び適切な相談支援

- ア 刑務所から出所した人が出所後2年以内に再入所する割合については、高齢者の比率が他の世代に比べて高く、また知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。このことから、福祉的な支援が必要な人に、必要な保健医療・福祉サービスが、速やかに適切に提供されるよう関係機関・団体と連携して対応します。
- イ 保護観察対象者に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるよう、保護司に対する情報提供を行うとともに連携を図ります。
- ウ 東京都は、「犯罪お悩みなんでも相談」窓口を設置し、万引き、暴力などの犯罪行為をしてしまう人やその家族、支援に携わる人などを対象に、あらゆる犯罪に関する相談を電話やメールで受け付け、適切な助言や、支援機関の紹介などを行っています。社会福祉士や精神保健福祉士が話を聴き、本人の状況や生活環境等を的確に把握し、福祉などの適切な支援につなげています。
「犯罪お悩みなんでも相談」について市ホームページ等で周知し、悩みを抱えている人を支援します。

Ⅲ. 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施

- ア 「社会を明るくする運動」の取組として、非行防止等について、学校と保護司が情報交換を行い連携を強化するため、学校訪問を実施します。
- イ 非行等により通学や進学を中断した保護観察対象者について、修学を支援するため、学校や保護観察所、保護司等が連携し、立ち直りを支援します。

Ⅳ. 民間協力者の活動の促進

- ア 保護司は、地域の事情などを良く理解し、保護観察官と協働して、保護観察対象者に面接を通じた助言や指導を行います。また、受刑者等が社会復帰する環境への働きかけなども行っています。
保護司活動を円滑に行うため、保護観察対象者との面接場所として公共施設の会議室等の確保を支援します。また、保護観察対象者の困りごと等に対応するため、福祉施策等の情報を提供し、適切な関係機関につながるよう支援します。
- イ 保護司については、高齢化や活動に伴う精神的な負担等により新規の担い手不足が課題となっています。更生保護活動を持続させるために、西多摩地区保護司会あきる野分区と連携し適切な人材を確保していきます。
- ウ 再犯防止等に取り組む西多摩地区保護司会あきる野分区、あきる野市更生保護女性会、西多摩地区保護観察協会等の活動について、研修場所の確保や周知等を支援します。

V. 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

ア 「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。市では市長を推進委員長とし、保護司を中心とした「推進委員会」を組織し、この運動に関する地域の理解を深めるため、広報・啓発活動を行います。

イ 非行防止や薬物依存、少年法、社会を明るくする運動等について、学校において子ども達に啓発するための活動を行います。



安全安心な社会をめざして

私は、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支えるボランティア＝「保護司」に携わっています。

犯罪や非行のない、安全安心な社会の実現はすべての人の願いです。その実現は容易ではありませんが、少しでも犯罪や非行を減らすために大切なことの一つは、過ちを犯した人の再犯や再非行をできる限り少なくすることです。犯罪や非行により裁判所で何らかの処分を受けた人たちも、いずれは社会に戻ってきます。その際、本人が反省し、やり直そうと思っけていても、様々な要因により、社会の中に居場所（住まいや就職先、相談相手になってくれる人や組織など）が得られず、再犯や再非行に至ってしまうケースも少なくありません。再犯や再非行に至ってしまうことは、本人にとって残念なだけでなく、新たな被害者を生むことになり、平穏な暮らしが脅かされることにもなってしまいます。

安全安心な地域社会を実現するには、犯罪や非行をした人が過ちを繰り返さないようにすることが大切であり、そのためには、社会から排除・孤立させるのではなく、立ち直りを支えていくことが重要です。

保護司の責務は難しいですが、保護観察所の保護観察官と連携協働しています。近年、保護司の高齢化や新規の担い手不足が課題となっています。更生保護活動を持続させ、意欲ある人材確保に努めていきたいと思っています。

保護司：鈴木 千賀子